

## 入札公告

自家用電気工作物(本部庁舎)の試験委託業務について一般競争入札を行いますので、入札参加を希望する者は、下記により一般競争入札参加申請書(以下「申請書」という。)を作成し提出してください。

令和8年3月4日

高知県警察本部長 岩田 康弘

### 記

#### 第1 一般競争入札に付する事項

- 1 委託業務名  
自家用電気工作物(本部庁舎)の試験委託業務
- 2 委託対象  
別に作成する仕様書による。
- 3 案件の仕様書等  
別に作成する仕様書による。
- 4 委託期間  
令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間

#### 第2 申請者の資格要件に関する事項

申請書を提出できる者は、次に掲げる要件を満たす者であること。

- 1 電気事業法施行規則第52条の2及び経済産業省告示第249号の要件に該当する事業者で、県内に事務所又は営業所を持ち、本委託業務の履行に際して「保安業務従事者」を10名以上定め、その中から「保安業務担当者」を1名以上定められる者であること。  
(注)保安業務従事者は、電気事業法施行規則第52条の2第1項第2号のイによる。  
保安業務担当者及び保安業務従事者は、申請者の役員または従業員であること。
- 2 審査基準日(令和8年1月1日)の前日において1年以上の自家用電気工作物の保安管理業務実績を有する者であること。
- 3 委託対象事業場におおむね1時間以内で到達できること。
- 4 受託実績(審査基準日の直前2年以上の期間事業を継続している者にあつては直前2年の、2年未満の期間事業を継続している者にあつては直前1年の、各事業年度における受託実績により算出した年間平均受託実績)が、100万円以上の者であること。
- 5 高知県における「令和6～令和8年度指名競争入札参加資格者登録名簿(設備保守管理)」に登録されている者であること。
- 6 この公告の日から当該委託の入札の日までの間に、本県から高知県建設工事指名停止措置要綱(平成17年8月高知県告示第598号)及び高知県物品購入等関係指名停止要領(平成7年12月高知県告示第638号)に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- 7 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者である

こと。

### 第3 申請書の作成に係る事項

#### 1 申請書・委託仕様書の交付

##### (1) 交付期間

この公告の日から令和8年3月12日(木)まで(高知県の休日を定める条例(平成元年県条例第2号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの間を除く。)

##### (2) 交付場所

〒780-8544

高知市丸ノ内二丁目4番30号

高知県警察本部4階 警務部装備施設課

電話(088)826-0110 FAX(088)873-6236

##### (3) 交付方法

第3の1の(2)において直接受け取り

#### 2 申請書の提出方法

##### (1) 提出部数

各1部

##### (2) 提出期限

令和8年3月12日(木)

##### (3) 提出場所

高知県警察本部4階 警務部装備施設課

##### (4) 提出方法

申請書の提出に当たっては、(2)の期限まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの間を除く。)の間に1-(2)の場所に持参又は郵送(期限内に必着)すること。

なお、提出された申請書等は返却しない。

##### (5) 費用

提出者の負担とする。

#### 3 申請書に添付する書類

申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、特別な理由がある場合には、別の書類をもってこれに代えることができる。

##### (1) 指名競争入札参加資格(設備保守管理)決定通知書の写し

##### (2) 業務実績証明書(別に定める様式による。)

##### (3) 保安業務従事者(予定)一覧表(別に定める様式による。)

保安業務担当者になる要件を満たす職員についてのみ記載する。

### 第4 委託仕様書に関する質疑応答

委託仕様書の内容について質問がある場合は、1及び2に従い、書面(自由様式)を提出すること。

#### 1 書面は、第3の1の(2)の高知県警察本部4階装備施設課へ持参又は郵送(書留郵便に限る。)若しくはファックス(電話により着信を確認すること。)により提出するものとする。電子メールによる提出は認めない。

#### 2 書面の受付期間は、この公告から令和8年3月12日(木)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの間を除く。)の間とする。た

だし、令和8年3月12日（木）については、午前9時から正午までの間とする。

- 3 質問に対する回答は、令和8年3月13日（金）までに質問者にファックスするとともに、第3の1の(2)の場所に掲示する。

#### 第5 申請書の審査結果に関する事項

申請書の審査結果は、一般競争入札参加通知書（別に定める様式による。）により通知する。また、申請書を提出した者のうち当該入札に参加する資格がないと認められた者に対しては、参加できない旨及びその理由を書面により通知する。

通知予定日 令和8年3月18日（水）

#### 第6 入札に関する事項

- 1 入札予定日時  
令和8年3月25日（水） 午前10時20分
- 2 入札予定場所  
高知県警察本部2階201会議室
- 3 入札書記載金額  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てたす金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 4 落札者の決定方法
  - (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
  - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、ただちに「くじ」による抽選を行い落札者を決定する。
  - (3) 開札した場合において、落札とすべき入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。  
なお、再度入札の回数は2回（初度入札を含め3回）とする。
  - (4) 再度入札を2回（初度入札を含め3回）まで行ったにもかかわらず、落札すべき入札がないときは、最終回の最低価格入札者（失格者及び辞退者を除く）から順次、随意契約による契約を協議する。
- 5 入札条件等
  - (1) 入札保証金  
高知県契約規則第9条及び第10条による。
  - (2) 最低制限価格  
設定しない。
- 6 入札の無効  
この公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札、その他高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第21条各号に該当する入札は無効とする。

#### 第7 契約に関する事項

- 1 契約保証金について  
落札者は、契約締結の際、契約保証金（契約保証金に代わる担保を含む。）を落札

決定後速やかに納付しなければならない。ただし、規則第40条の規定により免除された場合又は同規則第41条第1項の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りではない。

2 契約書作成の要否

要

契約書の書式は、第3の1の(2)の場所において閲覧することができる。

3 落札者が契約書に記名押印すべき期限

落札者は、別途通知する日までに契約書に記名押印し提出すること。

第8 その他

1 入札参加者は、一般競争入札参加通知書に記載した各事項を承知すること。一般競争入札要領は、第3の1の(2)の場所において閲覧することができる。

2 提出された申請書等は返却しない。

3 申請書等に虚偽の記載をした場合には、当該申請書等を無効とする。

4 調達手続の停止等

令和8年度高知県一般会計予算が議決されなかった場合等、本件手続について停止等を行うことがある。

5 契約の解除等

翌年度以降において高知県の歳出予算におけるこの委託業務の契約金額について、減額又は削除された場合には、この委託業務の契約を解除等することがある。

6 落札者が、高知県から、「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたとき又は同規程第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当したときは、当該落札者と締結しないものとする。

7 問い合わせ先

〒780-8544

高知市丸ノ内二丁目4番30号

高知県警察本部警務部装備施設課

電話(088)826-0110 (内線2264)